

垂井町新型コロナウイルス感染症対策の基本方針

令和3年11月30日

垂井町長 早野 博文

岐阜県の感染レベルは、現在、落ち着いた状況ではありますが、南アフリカなどで確認された新たな変異株「オミクロン株」の感染拡大の状況を注視しながら感染拡大防止に取り組むとともに、社会経済活動の両立を図って行く必要があります。

本町では、こうした状況を踏まえ、垂井町新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催し、次のとおり取り扱うことと決定しました。

町民の皆さまには、引き続き、基本的な感染防止対策（マスク着用、手指衛生、三密回避、換気、体調不良時の行動ストップ）を確実に実践していただくようお願いします。

また、町又は町に事務局を置く団体が主催するイベント・行事及び町の施設の利用につきましては、感染対策として、別紙のとおり取り扱うこととします。

なお、ワクチン接種につきましては、これまでどおり、国や県、郡医師会と連携を図りながら、円滑な3回目の接種に向け取り組んでいきます。

町民の皆さまにおかれましては、引き続き、「オール垂井」の体制のもと、感染防止対策の徹底について、ご理解とご協力をお願いします。

項目	基本的な感染対策等
①施設等の収容率	<p>○「大声」がない場合は100%、「大声」がある場合は50%</p> <p>※「大声」がある場合とは「観客等が、通常よりも大きな声量で、反復・継続的に声を発すること」と定義</p>
②飛沫の抑制（マスク着用や大声を出さないこと）の徹底	<p>○適切なマスク（できれば不織布で品質の確かなもの）の正しい着用や大声を出さないことの周知・徹底</p> <p>※適切なマスクの正しい着用については、厚生労働省HP「国民の皆さまへ（新型コロナウイルス感染症）」参照</p>
③手洗、手指・施設消毒の徹底	<p>○こまめな手洗や手指消毒の徹底</p> <p>※会場出入口等へのアルコール等の手指消毒液の設置や場内アナウンス等の実施</p> <p>○主催者側による施設内（出入口、トイレ、共用部等）の定期的かつこまめな消毒</p>
④換気の徹底	<p>○空調設備による常時換気又はこまめな換気</p> <p>※1時間に2回以上・1回に5分間以上の換気</p> <p>※室温が下がらない範囲での常時窓開けも可</p> <p>※可能であれば、湿度40%以上を目安に加湿も検討</p>
⑤来場者間の密集回避	<p>○状況に応じ、入退場時の密集を回避するための措置</p> <p>※入場ゲートの増設や時間差入退場等の実施</p> <p>○休憩時間や待合場所での密集を回避するための人</p>

項目	基本的な感染対策
	<p>員配置や動線確保等の体制を構築</p> <p>※入場口・トイレ等の密集が回避できない場合は、収容能力に応じて収容人数を制限する等、最低限、人と人とが触れ合わない程度の間隔を確保</p> <p>○「大声」がない場合は、人と人とが触れ合わない間隔、「大声」がある場合（大声が出る可能性のある場合も含む。）は、前後左右の座席との身体的距離を確保</p> <p>※「大声」ありの場合、座席間は1席（立席の場合はできるだけ2m、最低1m）空けること。</p>
⑥飲食の制限	<p>○飲食時における感染防止対策（飲食店に求められる感染防止対策等を踏まえた十分な対策）の徹底</p> <p>○食事中以外のマスクの着用の推奨</p> <p>○長時間マスクを外す飲食は、隣席への飛沫感染のリスクを高めるため、可能な限り自粛</p> <p>※黙食を前提に飲食時以外のマスク着用や食事時間の短縮、飲食専用エリアを設ける等の対策を取ればこの限りではない。</p>
⑦出演者等の感染対策	<p>○有症状者（発熱又は風邪等の症状がある者）は出演・練習を控えるなど日常からの出演者（演者・選手等）の健康管理の徹底</p> <p>※体調が悪い場合は、医療機関等へ適切に相談</p> <p>○練習時等、イベント開催前も含め、声を発出する</p>

項目	基本的な感染対策
	<p>出演者やスタッフ等の関係者間での感染リスクへの対処</p> <p>※練習時等であっても、適切なマスクの正しい着用、出演者やスタッフ等の関係者間の適切な距離確保、換気、必要に応じた検査等の対策</p> <p>○出演者やスタッフ等と観客がイベント前後・休憩時間等に接触しないよう確実な措置</p> <p>※誘導スタッフ等は除く。</p>
<p>⑧参加者の把握・管理等</p>	<p>○入場時の連絡先確認やアプリ等を活用した参加者の把握</p> <p>※原則、参加者全員に対して氏名・連絡先等の把握の徹底</p> <p>※接触確認アプリ（COCOA）などの活用</p> <p>○入場時の検温などにより、有症状者の入場を確実に防止</p> <p>○時差入退場の実施等イベント前後の感染防止の注意喚起</p>

※各業界が定める業種別ガイドライン（策定されている場合）を遵守すること。